

3. 申込方法について…学校申込と個人申込があります

(1) 学校申込

- ・学校で管理責任者(教諭等)を設置されている場合、受検申請書類を個人別に申込用封筒に入れてから学校単位でまとめて、下記提出先へ簡易書留郵便で送付してください。
- ・受検票と可否通知は受検申請者本人へ送付しますが、学校の管理責任者あてに受検者名簿と試験結果名簿を送付いたします。

※学校申込を行う場合の注意事項

- ① 学校申込を行った受検申請者の情報は、学校へ送付する受検者名簿と試験結果名簿に掲載されます(管理責任者は、受検申請者へ説明を行った上で学校申込を行ってください)。
- ② 自分の情報が学校へ提供されることに同意できない受検申請者については、個人申込を行うよう指導してください。
- ③ 受検者名簿と試験結果名簿については、外部漏洩が起らないよう適切に管理してください。

(2) 個人申込

- ・受検申請者個人が手続きを行ってください。
- ・受検申請書類は、申込用封筒にて下記提出先へ簡易書留郵便で送付してください。
- ・個人申込で提出された受検申請書は、学校申込に変更することはできません。

(3) 提出先

一般財団法人建設業振興基金試験研修本部 受付事務局
〒350-2201 埼玉県鶴ヶ島市富士見6-2-12 (共同印刷(株)内)

4. 受検票送付

受検票は、令和4年10月24日(月)に受検申請者宛に発送いたします。

- ・受検票の発送日は、前後する場合がありますのでご了承ください。
- ・受検票には、試験会場や試験時間、注意事項などが記載されていますので、受け取り後、必ず事前に内容を確認してください。
- ・受検票は試験当日に必要となりますので、紛失しないようご注意ください。また、試験当日は忘れずにご持参ください。
- ・10月31日を過ぎても受検票が届かない場合には、11月4日(金)までに本財団へご連絡ください。試験終了後に問い合わせても、受検は欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- ・受検票を紛失した場合は、試験日の5日前までに本財団へお申し出ください。再発行してお送りします。
- ・受検地の変更については、P8を参照して、P13の受検地変更届により手続きをしてください。(受検地変更届は試験日の10日前(必着)までに提出してください)。

なお、次にあげる地区へ受検地を変更することはできません。

帯広・盛岡・秋田・長野・出雲・倉敷・高知・長崎

また、受検地変更の受け入れには定員があります。受入定員に達した場合には、変更をお受けできませんので、ご了承ください。